

【新型コロナウイルス】QLD 州政府、NSW 州境地域 Byron 及び Tweed 両地方行政区からの入州規制強化を発表(9月22日(水)午前 1 時から適用)

2021年9月21日
在ブリスベン総領事館

【ポイント】

●9月21日(火)、クイーンズランド(QLD)州政府は、9月22日(水)午前1時以降、ニューサウスウェールズ(NSW)州境地域の Byron 及び Tweed 両地方行政区を非制限地域(non-restricted border zone)の対象から外し、制限地域(restricted border zone)とする旨発表しました。

●NSW 州境地域の入州規制は、非制限地域と制限地域で異なります。また、いずれの地域も、入州する場合には、入州許可証(Queensland entry pass)が必要になります。

【本文】

1 9月22日(水)午前1時以降での NSW 州境の制限地域(restricted border zone)は、Bourke、Brewarrina、Broken Hill、Glen Innes Severn、Lismore、Walgett、Unicorporate Far West、Byron、Tweed の9地方行政区となり、これらの州境の地方行政区からは、自宅からでは行えない必須業務や緊急のボランティアを行なう場合等の限定された必須目的がある場合のみ、州境を越え、QLD 州への入州が認められています。ただし、入州許可証(Queensland entry pass)の登録が必要です。ONSW 州境の制限地域(restricted border zone)の詳細については以下の QLD 州政府 HP を御確認ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#restricted-nsw-border-zone>

2 9月22日(水)午前1時以降での NSW 州境の非制限地域(non-restricted border zone)は、Ballina、Clarence Valley、Gwydir、Inverell、Kyogle、Moree Plains、Richmond Valley、Tenterfield、の8地方行政区となり、これらの州境の地方行政区からは、自宅からでは行えない業務やボランティアを含む多岐にわたる必須目的に該当する場合、州境を越え、QLD 州への入州が認められています。ただし、入州許可証(Queensland entry pass)の登録が必要です。

ONSW 州境の非制限地域(non-restricted border zone)の詳細については以下の QLD 州政府 HP を御確認ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#border-zone>

○関連する州政府の発表は以下を御覧下さい(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

○COVID-19 に関する最新情報は以下の州政府 HP を御覧下さい(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>